稲敷市公式SNS運用方針

(趣旨)

第1条 本方針は、民間企業が提供するSNS (ソーシャルネットワーキングサービス)を利用したさまざまな情報発信を目的とし、稲敷市が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

(SNSの定義)

第2条 SNSとはブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE、インスタグラム、ユーチューブなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

(運用管理者)

- 第3条 稲敷市公式SNS(以下「市公式SNS」という。)の適切かつ円滑な 運用をはかるため、稲敷市公式SNS運用管理者(以下「運用管理者」という。) を置く。
- 2 運用管理者は、秘書政策課長をもって充てる。 (基本方針)
- 第4条 市公式SNSは、市の業務、取り組み、行事の情報等を発信することを 通じ、利用者に市の理解を深めていただくとともに、市の魅力をより理解・認 識していただくことを目的とする。
- 2 市公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わない。

(運用方法)

- 第5条 市公式SNSは、以下のとおり運用することとする。
 - (1) 発信する情報
 - ①稲敷市公式ホームページ (以下「市公式ホームページ」という。)、広報稲敷 等で情報提供したもの
 - ②市および稲敷市教育委員会が主催・共催するイベント情報、観光情報、各課より依頼があった情報
 - ③その他市に関連する市民のニーズの高い情報や周知する必要がある情報
 - (2) 緊急時等における対応

緊急時等の平時と異なる対応が必要とされる場合は、それらの対応に資する観点から、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報についても、必要に応じて情報発信等を行う。

(免責事項)

第6条 市公式SNSに関する免責事項は次のとおりとする。

- (1) 市は、市公式SNSの掲載情報の正確性には万全を期すが、利用者が市公式SNSの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負わない。
- (2) 市は、ユーザーにより投稿された市公式SNSに対する、「コメント」、「シェア」等について一切責任を負わない。
- (3) 市は、市公式SNSに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(利用者による書き込み等の削除等)

- 第7条 以下の各項に該当する場合、予告なく削除、非表示又はアカウントのブロック等を行うことができる。
 - (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
 - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - (9)本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
 - (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
 - (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
 - (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - (13) 市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
 - (14) 市の発信する内容に関係のないもの
 - (15) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等 (著作権)
- 第8条 市公式SNSに掲載している個々の情報(文章、写真、画像、動画等) に関する知的財産権は市または正当な権利を有する者に帰属する。
- 2 市公式SNSの内容については、私的使用又は引用等著作権法上認められ た行為を除き、市に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適 宜の方法により、必ず出所を明示しなければならない。

(運用方法の周知・変更等)

第9条 本方針の内容は市公式ホームページに掲載し、必要に応じて事前に告知なく本方針の内容を変更できるものとする。

(運用の停止または終了)

- 第10条 市は、運営が困難になった場合には、その理由を市公式ホームページ に明記し、市公式SNSの運用を停止することができる。
- 2 市は、前項の規定により市公式SNSの停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。 (その他)
- 第11条 この方針のほか、市公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

附則

この運用方針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この運用方針は、令和5年4月3日から施行する。